

耐震診断

木造住宅の無料耐震診断

南海トラフ沿いの地域では、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によると、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度とされており、発生した場合、非常に大きな揺れが鈴鹿を襲うと予測されます。大地震から命を守るためには、阪神・淡路大震災の教訓から、家屋の倒壊による圧死を防ぐことが重要です。また、家屋等の倒壊により負傷した場合、火災や津波から避難することも難しくなることが予想されます。

そこで鈴鹿市では、地震に対して倒壊しやすいとされる昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震診断を無料で行っています。

対象となる住宅

過去に本制度を利用して無料耐震診断を受けた住宅でないこと。

市内にある、昭和56年5月31日以前に建てられた又は工事を着工された木造住宅であること。

※ 木造とは、軸組工法、桝組壁工法、伝統的工法をいい、プレハブ工法、丸太組工法、木質パネル工法等は対象外です。

※ 住宅とは、戸建て住宅のほか、長屋建て住宅、共同住宅を含みます。

また、住宅の離れや建物の過半が住宅である併用住宅も対象です。

対象確認チェックリスト

※ 以下の項目すべてに該当するものが対象となります。

- 昭和56年5月31日以前に建てられた又は工事を着工された木造住宅です
- ハウスメーカー等の住宅ではありません
(ハウスメーカー等の場合はお問合せください)
- 在来軸組構法、伝統的構法、桝組壁工法により建てられたものです
- 建物の柱、梁、小屋組み、壁などの構造体は全て木材で造られたものです
- 階数は3階以下です
- 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されています
- 診断者が全ての部屋に入り調査することを承諾します
- 申請しようとする住宅は過去に本制度を利用して無料耐震診断を受けていません

無料耐震診断

「申込み」から「診断結果の報告」までの手順

申込み 【無料耐震診断は 1 棟につき 1 回限りです】

住宅の所有者等の方が「[木造住宅住まいの無料耐震診断申込書](#)」に必要事項を記載し、もしくは電話で建築指導課までお申込みください。

なお、無料耐震診断の申込み受付件数には限りがあります。

申込みは、4月1日以降に建築指導課に到達した順番で順次受付いたします。

耐震診断者(専門家)の決定

診断者決定後、建築指導課から文書でお知らせします。

【診断者の決定までに時間がかかることがあります】

診断当日の立会い

診断日時は診断者と相談の上、決定します。

当日は、主に地震に耐えるために必要な壁の量や配置のバランス、老朽度、基礎の状態など目視により1～2時間ほど調査します。

診断結果の報告

診断結果が出たら木造住宅耐震判定書をお届けし、結果の説明と簡単な耐震対策及び概算補強工事費などをアドバイスします。

診断者は耐震改修工事などの営業活動は行いませんのでご安心ください。

【診断結果が適切か第三者による判定会等で審査するため、診断結果の報告まで1～2か月程度かかります。予めご了承ください。】

補強工事などの補助制度

『倒壊する可能性が高い』と診断された場合は、補強工事などの補助制度があります。

※ [12ページ](#)をご覧ください。